

## 防災気象情報に係る警報等発表時の対応について

**午前6時**の時点で、下記の防災気象情報に係る警報等が発表されている場合は、その日を臨時休業とする。

午前6時以降において、下記の防災気象情報に係る警報等が発表された場合は、自宅にいる生徒は自宅待機とし、登校している生徒は学校の指示に従うものとする。

### 1. 対象となる防災気象情報

**「大雨」 「土砂災害」 「河川氾濫」 「暴風」 「暴風雪」 「大雪」**  
(「波浪」「高潮」は該当しない)

※本規定における「警報等」とは、上記の防災気象情報に係る警報・危険警報・特別警報をいう。

### 2. 該当地域

**「三木市」または「加東市」**

### 3. 判断メディア

**テレビニュース・天気予報等、気象庁または神戸地方気象台のホームページ**

ただし、「三木市」や「加東市」以外に居住地がある生徒については、「三木市」または「加東市」に警報等が発表されていなくとも、午前6時の時点で、居住地に警報等が発表されている場合は、その日を公欠とする。

### ◎定期考査期間中の場合

**午前6時**の時点で警報等が発表されている場合は、その日を**臨時休業**とし、その日に実施を予定していた考査は**最終日の翌日**に実施する。

「三木市」や「加東市」以外に居住地がある生徒については、「三木市」または「加東市」に警報等が発表されていなくとも、居住地に警報等が発表されている場合は、**公欠**とし、**再考査**を行う。